

橋本市規則第 30 号

橋本市消防職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

橋本市消防職員の特殊勤務手当支給規則(平成18年橋本市規則第183号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後					改正前				
(支給範囲及び手当額)					(支給範囲及び手当額)				
第2条 手当を支給する職員及び支給額は、次表のとおりとする。					第2条 手当を支給する職員及び支給額は、次表のとおりとする。				
種類	該当者	支給区分	金額	備考	種類	該当者	支給区分	金額	備考
機関部作業手当	略	略	略	略	機関部作業手当	略	略	略	略
夜間特殊業務手当	略	略	略	略	夜間特殊業務手当	略	略	略	略
火災等非常出動手当	略	略	略	略	火災等非常出動手当	略	略	略	略
救急救命士手当	略	略	略	略	救急救命士手当	略	略	略	略
救急出動手当	略	略	略	略	救急出動手当	略	略	略	略
防災航空隊手当	略	略	略	略	防災航空隊手当	略	略	略	略
防疫等作業手当	略	略	略	略	防疫等作業手当	略	略	略	略
緊急消防援助隊手当	消防吏員	日額 (1日)	<u>2,880円</u>	緊急消防援助隊の業務に従事する者	緊急消防援助隊手当	消防吏員	日額 (1日)	<u>2,160円</u>	緊急消防援助隊の業務に従事する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。